

事 務 連 絡
令和6年11月7日

介護保険サービス事業所 管理者 各位

朝来市健康福祉部高年福祉課長

認知症対応型通所介護における利用者が認知症であることの確認方法について

平素は、本市の福祉行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

認知症対応型通所介護において認知症であることは、利用要件の一つです。したがって、サービス開始に当たり、事業所は医師の意見書等により利用者が認知症であることの確認を行うこととなっています。

つきましては、認知症対応型通所介護における利用者が認知症であることの確認方法について、下記のとおり定めましたので通知します。

記

原則として、下記①又は②のいずれかに該当し、③により判断されていることとします。

- ① 医師により認知症と診断されている。

※要介護認定主治医意見書又は診断書等により確認し保管すること

- ② 要介護認定主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅠ以上である。

※要介護認定主治医意見書を保管すること

- ③ サービス担当者会議や介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護を利用することの必要性及び利用目的を十分に検討・確認した結果、認知症対応型通所介護を利用する必要があると判断されている。

※検討・確認した内容を記録し保管すること

朝来市 健康福祉部 高年福祉課

TEL 079-672-6124

FAX 079-672-4109